

4. 特定事業の設定

4-1 実施すべき特定事業の考え方

住道駅、野崎駅、四条畷駅、鴻池新田駅周辺地区において、実施すべき特定事業について、バリアフリー法に基づき考え方を示します。

《特定事業》

特定事業とは、基本構想における生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化を具体化するためのものです。ハード整備と一体的に行うバリアフリー化の重要性や高齢者、障害者等に対する理解を深め、行動につなげるソフト面の整備も重要という考えのもと、令和2年にバリアフリー法が改正され、「教育啓発特定事業」が創設されました。本地区の重点整備地区における特定事業を以下のように設定します。

《その他事業》

その他事業とは、生活関連施設、生活関連経路等のバリアフリー化のうち、特定事業に該当しないものです。

◇ハード面での取組◇

○公共交通特定事業

- ・ 特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- ・ 特定車両のバリアフリー化（低床化等）

○道路特定事業

- ・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道・案内標識等）の設置
- ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道拡幅、路面構造の改善等）

○路外駐車場特定事業

- ・ 駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設の整備

○都市公園特定事業

- ・ バリアフリー化のために必要な特定公園施設（園路、ベンチ等）の整備

○建築物特定事業

- ・ バリアフリー化のために必要な建築物特定施設（エレベーター、トイレ等）の整備

○交通安全特定事業

- ・ バリアフリー化に必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置
- ・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路における違法駐車行為の防止

《その他事業》

- 特定事業の対象とならない生活関連施設の整備
- 生活関連経路を構成する通路等の整備
- サイン、点字・音声案内板の充実
- その他

一体的な取組

◇ソフト面での取組◇

○教育啓発特定事業（心のバリアフリー）

- ・ 児童等の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
- ・ 住民その他の関係者の理解の増進又はこれらの者の協力確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

4-2 特定事業（ハード面での取組）

重点整備地区内のバリアフリー化の実現に向けて、実施すべき特定事業を設定します。改訂前の基本構想において、整備を実施した特定事業についても、タウンウォッチングの結果等を踏まえ、見直しや追加を行いました。

目標年次は、概ね5年後の令和9年度末とします。令和9年度末までに事業完了を目標とするものを「短期」、令和10年度以降に事業完了を目標とするものを「長期」に分類します。

【目標年次】

短 期	令和9年度末
長 期	令和10年度以降

（１）公共交通特定事業

１）駅舎

（住道駅）

事業者	整備項目	整備内容	今回追加	整備目標		備考
				短期	長期	
西日本旅客鉄道(株)	駅員室	駅員室から発券機周辺が見えるように改善			→	大規模な改良に合わせて検討
	券売機	券売機等の改善(車いす対応)			→	
	ベンチ	ホームのベンチ増設			→	必要な幅員確保と円滑な流動に支障があるため慎重に検討が必要
	待合室	ホーム待合室の設置検討			→	
	ホーム	ホームドアの設置	○		→	



駅員室・券売機



ホーム

(野崎駅)

事業者	整備項目	整備内容	今回追加	整備目標		備考
				短期	長期	
西日本旅客鉄道(株)	ベンチ	ホームのベンチ増設			→	必要な幅員確保と円滑な流動に支障があるため慎重に検討が必要
	ホーム	ホーム安全スクリーンの設置	○		→	



ホーム

参考 ホーム安全スクリーン

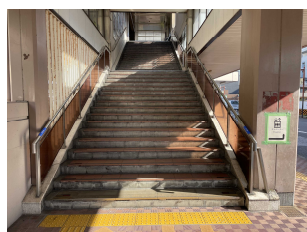
センサーにより駅利用者の転落を検知し、速やかに列車を止めるシステム



出典：西日本旅客鉄道(株)

(四条畷駅)

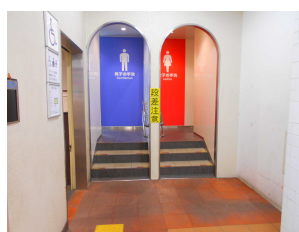
事業者	整備項目	整備内容	今回追加	整備目標		備考
				短期	長期	
西日本旅客鉄道(株)	トイレ	一般トイレ入り口両側に手すり設置			→	有効幅員の問題あり要検討
	券売機	券売機等の改善（車いす対応）			→	大規模な改良に合わせて検討
	ベンチ	ホームのベンチ増設			→	必要な幅員確保と円滑な流動に支障があるため慎重に検討が必要
	駅出入口	階段の手すりの改善	○		→	東出入口
	ホーム	ホーム安全スクリーンの設置	○		→	



駅出入口（東出入口）



券売機



トイレ



ホーム

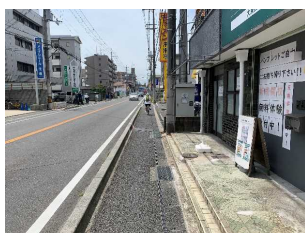
2) バス関連

事業者	区分	整備内容	追加項目	整備目標		備考
				短期	長期	
近鉄バス(株)	停留所	四条畷駅周辺整備に合わせて、見やすい時刻表の設置		→		近鉄バス・京阪バス総合板
京阪バス(株)	停留所	四条畷駅周辺整備に合わせて、見やすい時刻表の設置		→		近鉄バス・京阪バス総合板

(2) 道路特定事業
 1) 住道駅周辺地区
 ・生活関連経路

事業者	路線名	整備内容	今回追加	整備目標		備考
				短期	長期	
大阪府	八尾枚方線	歩道の拡幅	○	→	→	赤井交差点から御領神社前交差点まで
		視覚障害者誘導用ブロックの設置	○	→	→	
		歩道上障害物（バリカー等）の撤去等	○	→		赤井交差点から氷野歩道橋まで
		グレーチングの改善	○	→		
		グレーチングの改善		→		御領南交差点から御領神社前交差点まで
		グレーチングの改善		→		氷野歩道橋から市道縦井路線まで
		歩行者の安全対策	○	→		住之井橋
	大阪生駒線	視覚障害者誘導用ブロックの設置		→	→	市民会館前から（都）深野北谷川線まで
		視覚障害者誘導用ブロックの設置	○	→	→	南郷子育て支援センターから住道駅北交差点まで
		歩道上障害物（電柱）の移設検討		→	→	電柱管理者と移設に向けて調整を行う
大東市	三住扇町線 （恩智川より南）	歩道の改良（横断勾配の改善）		→	→	
		視覚障害者誘導用ブロックの設置		→	→	
	庁舎前線	歩道の拡幅		→	→	
	南の子川中線 （旧：南の子線）	歩道の拡幅		→	→	
	片町線附属街路南側2号線	歩道幅員の改良		→	→	
	（都）深野北谷川線 谷川1号線	歩道の設置		→		事業中
	三年坂会所橋線 ※	歩行者の安全対策	○	→	→	
	野崎深野線	歩道の改良		→	→	

※ 一部、準生活関連経路



府・八尾枚方線：歩道の拡幅



府・八尾枚方線：グレーチングの改善



府・大阪生駒線：歩道上障害物（電柱）の移設検討



市・庁舎前線：歩道の拡幅



(都)深野北谷川線 市・谷川1号線：歩道の設置



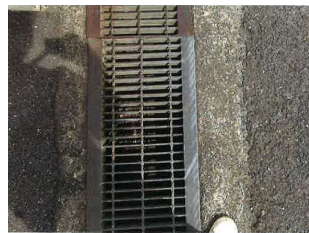
市・南の子川中線（旧：南の子線）：歩道の拡幅

・準生活関連経路

事業者	路線名	整備内容	追加項目	整備目標		備考
				短期	長期	
大東市	病院前線	歩行者の安全対策			→	
	三年坂会所橋線	歩行者の安全対策	○		→	
	南の子川中線 (旧：川中住道1号線)	歩道上障害物（照明柱）の移設検討		→		
公安委員会		歩道上障害物（警察標識）の移設検討		→	→	
大東市（占用者）	川中住道3号線	歩道上障害物（電柱）の移設検討		→		電柱管理者と移設に向けて調整を行う

2) 野崎駅周辺地区
・生活関連経路

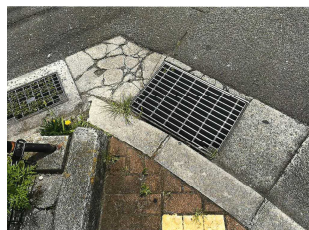
事業者	路線名	整備内容	今回追加	整備目標		備考
				短期	長期	
大阪府	国道 170 号 (大阪外環状線)	視覚障害者誘導用ブロックの設置		→		
		グレーチングの改善	○	→		
		歩道の改良	○		→	舗装改善は短期
	野崎停車場線	歩道上障害物（店舗商品等）の移設		→		野崎駅周辺整備と整合
		視覚障害者誘導用ブロックの設置 (無電柱化含む)		→		
大東市	南津の辺野崎駅前線	グレーチングの改善	○	→		



国・170 号（大阪外環状線）：
グレーチングの改善・歩道の改良



国・170 号（大阪外環状線）：舗装改善



市・南津の辺野崎駅前線：グレーチングの改善



府・野崎停車場線：
視覚障害者誘導用ブロックの設置

・準生活関連経路

事業者	路線名	整備内容	追加項目	整備目標		備考
				短期	長期	
大東市	谷田川左岸線	歩道の改良（縦断勾配の改善）			→	
	野崎駅前線	歩道の改良（横断勾配の改善）		→		
		グレーチングの改善		→		
	野崎南北7号線	グレーチングの改善		→		
	野崎3号線	歩行者の安全対策	○	→	→	
	北条寺川線	歩行者の安全対策	○	→	→	
	観音野崎停車場線	歩行者の安全対策	○	→	→	

・その他事業

事業者	名称	整備内容	追加項目	整備目標		備考
				短期	長期	
大東市	野崎駅 （西側・東側）	駅前広場の整備		→		事業中



野崎駅（西側・東側）：駅前広場の整備

3) 四條畷駅周辺地区
・生活関連経路

事業者	路線名	整備内容	今回追加	整備目標		備考
				短期	長期	
大阪府	四條畷停車場線	歩道の設置	○	→	→	
		縞鋼板の改善	○	→		
大東市	四條畷駅前南北線	歩行者の安全対策	○	→	→	
	(都)四條畷駅前東線 北ノ橋四條畷南線	歩道の拡幅		→		事業中 (無電柱化含む)
		歩道上障害物（電柱）の移設		→		
		グレーチングの改善		→		
		視覚障害者誘導用ブロックの設置		→		



府・四條畷停車場線：歩道の設置



府・四條畷停車場線：縞鋼板の改善



市・四條畷駅前南北線：歩行者の安全対策



(都)四條畷駅前東線 市・北ノ橋四條畷南線：
歩道の拡幅

・準生活関連経路

事業者	路線名	整備内容	今回追加	整備目標		備考
				短期	長期	
大東市	北条7号線	グレーチングの改善		→		
	北条東西6号線	グレーチングの改善		→		
	北条8号線	グレーチングの改善		→		

・その他事業

事業者	名称	整備内容	今回追加	整備目標		備考
				短期	長期	
大東市	四条畷駅 (西側・東側)	駅前広場の整備		→		事業中



四条畷駅（西側・東側）：駅前広場の整備

4) 鴻池新田駅周辺地区（新規設定地区）
・生活関連経路

事業者	路線名	整備内容	整備目標		備考
			短期	長期	
大阪府	大阪生駒線	グレーチングの改善	→		事業中
		歩道の改良（横断勾配の改善）	→		
		歩道上障害物（バリカー等）の撤去等	→		
		視覚障害者誘導用ブロックの改善	→		
	鴻池新田停車場線	歩道の拡幅		→	
		歩道の設置		→	
		歩道の改良（横断勾配の改善）		→	
		縞鋼板の改善	→		
		グレーチングの改善	→		
大東市	諸福中垣内線	グレーチングの改善	→		
		歩道上障害物（バリカー等）の撤去等	→		



府・大阪生駒線：歩道の改良（横断勾配の改善）



府・鴻池新田停車場線：歩道の設置



市・諸福中垣内線：グレーチングの改善



市・諸福中垣内線：歩道上障害物（バリカー等）の撤去等

(3) 都市公園特定事業

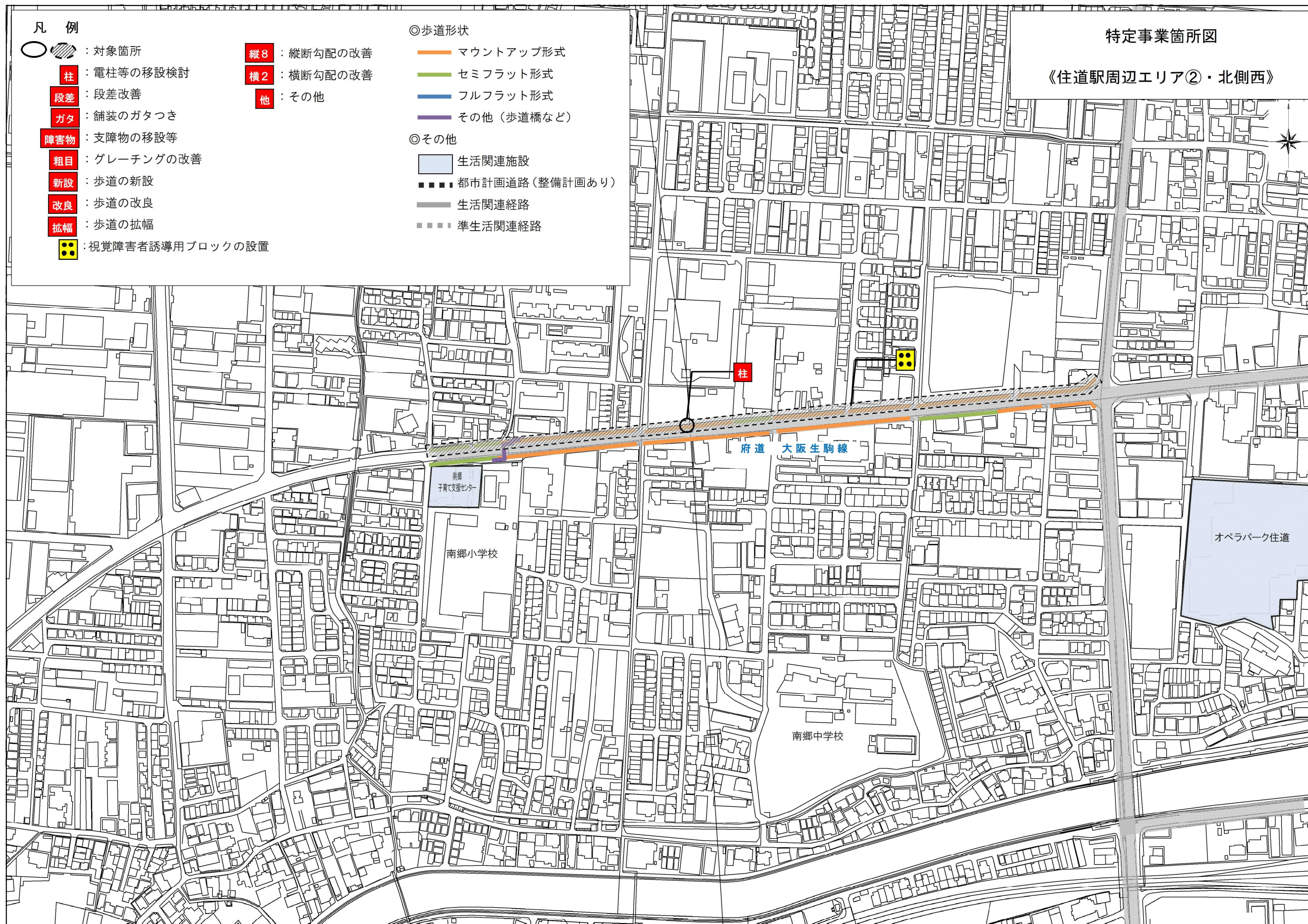
事業者	公園名	整備内容	追加項目	整備目標		備考
				短期	長期	
大東市	東諸福公園	トイレの位置等がわかるよう、案内図を設置	○	→		

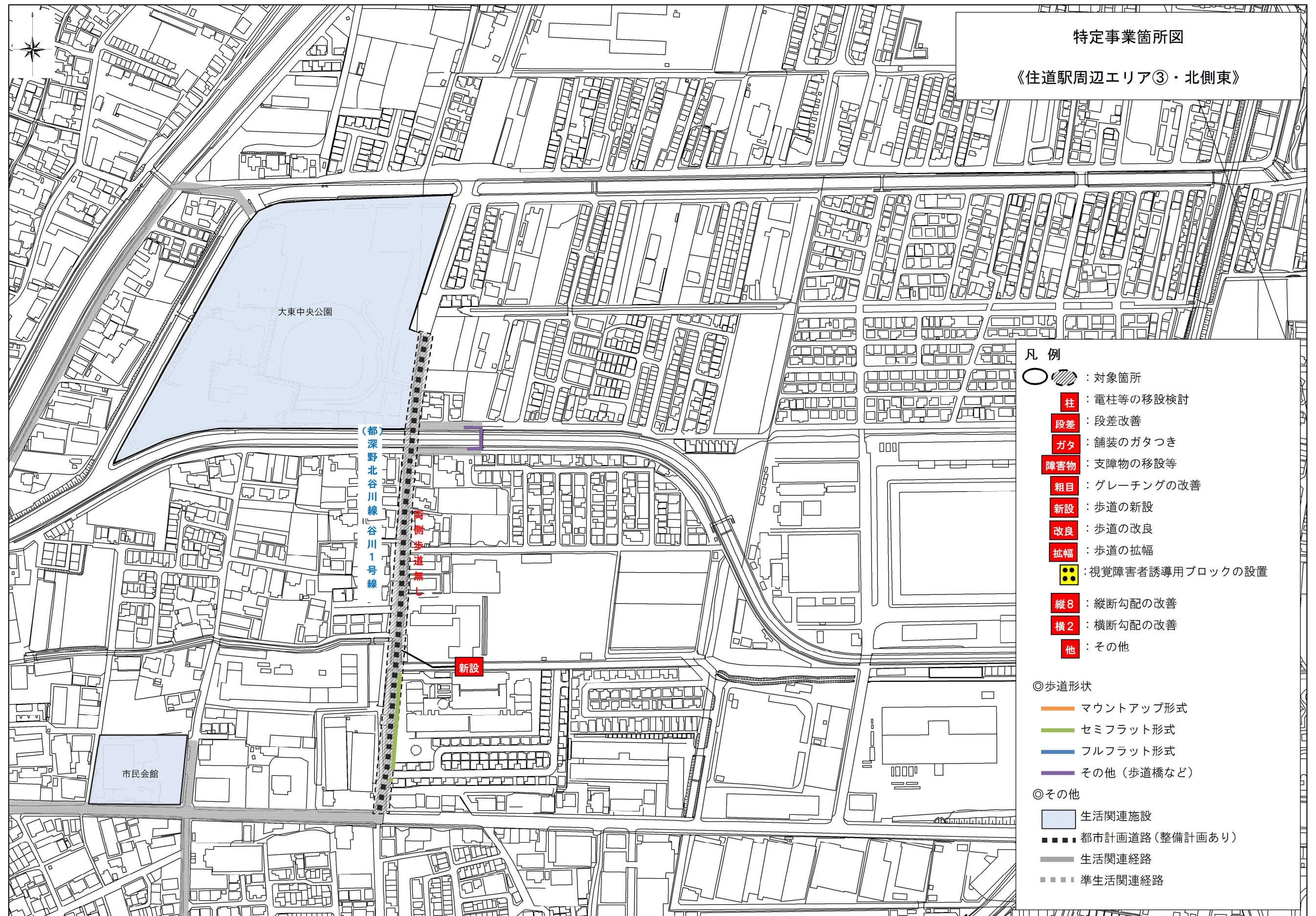


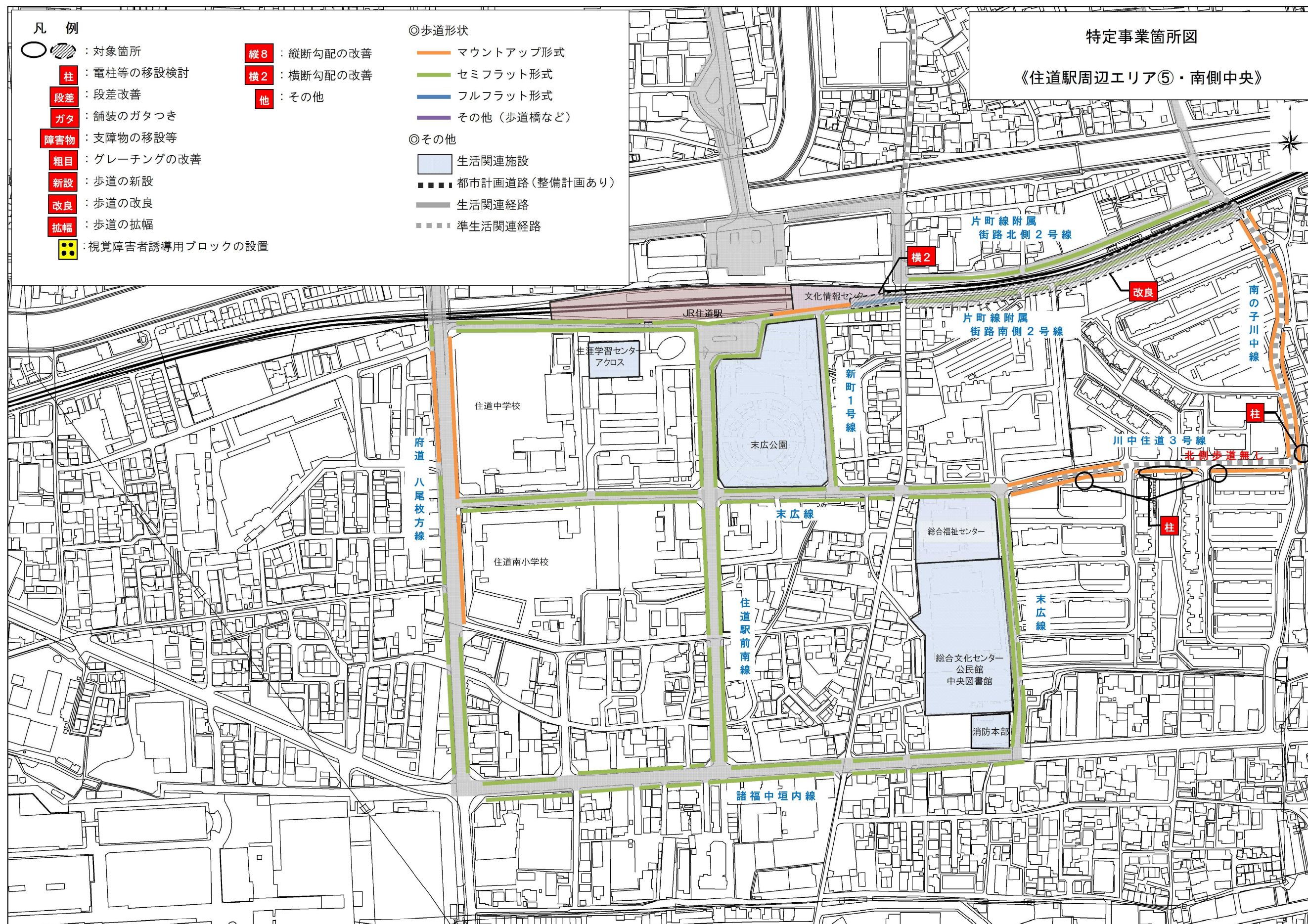
東諸福公園：トイレの位置等がわかるよう、案内図を設置

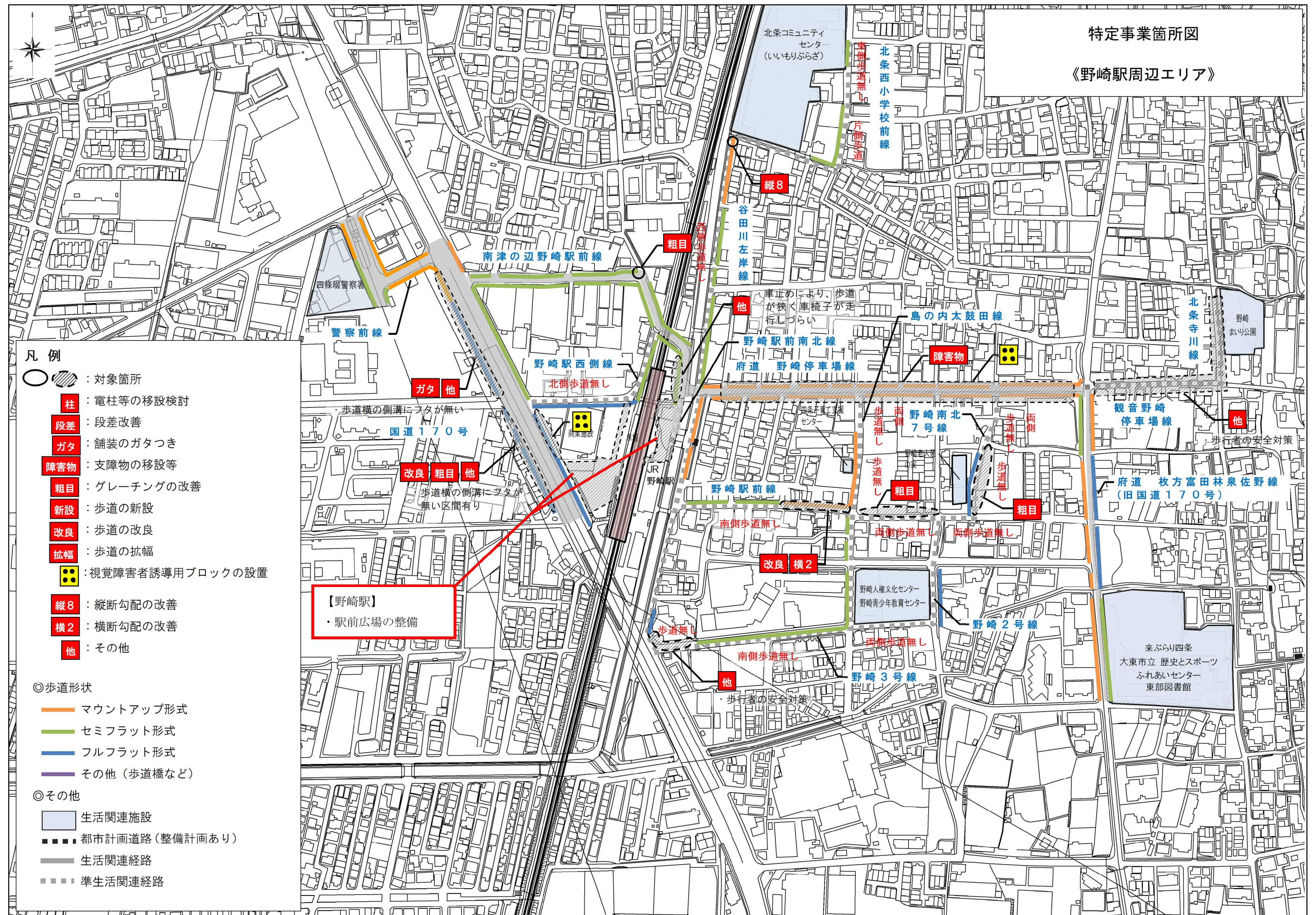
(4) 交通安全特定事業

事業者	整備内容	追加項目	整備目標		備考
			短期	長期	
公安委員会	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機のバリアフリー化（音響信号機の設置等）			→	未設置交差点については、継続して府警本部に設置を要望
	横断歩道等の交通規制を実施するための道路標識や道路標示の設置			→	横断歩道の設置については、必要性に応じて随時検討 老朽化した標識及び更改の必要な道路標示についても随時実施



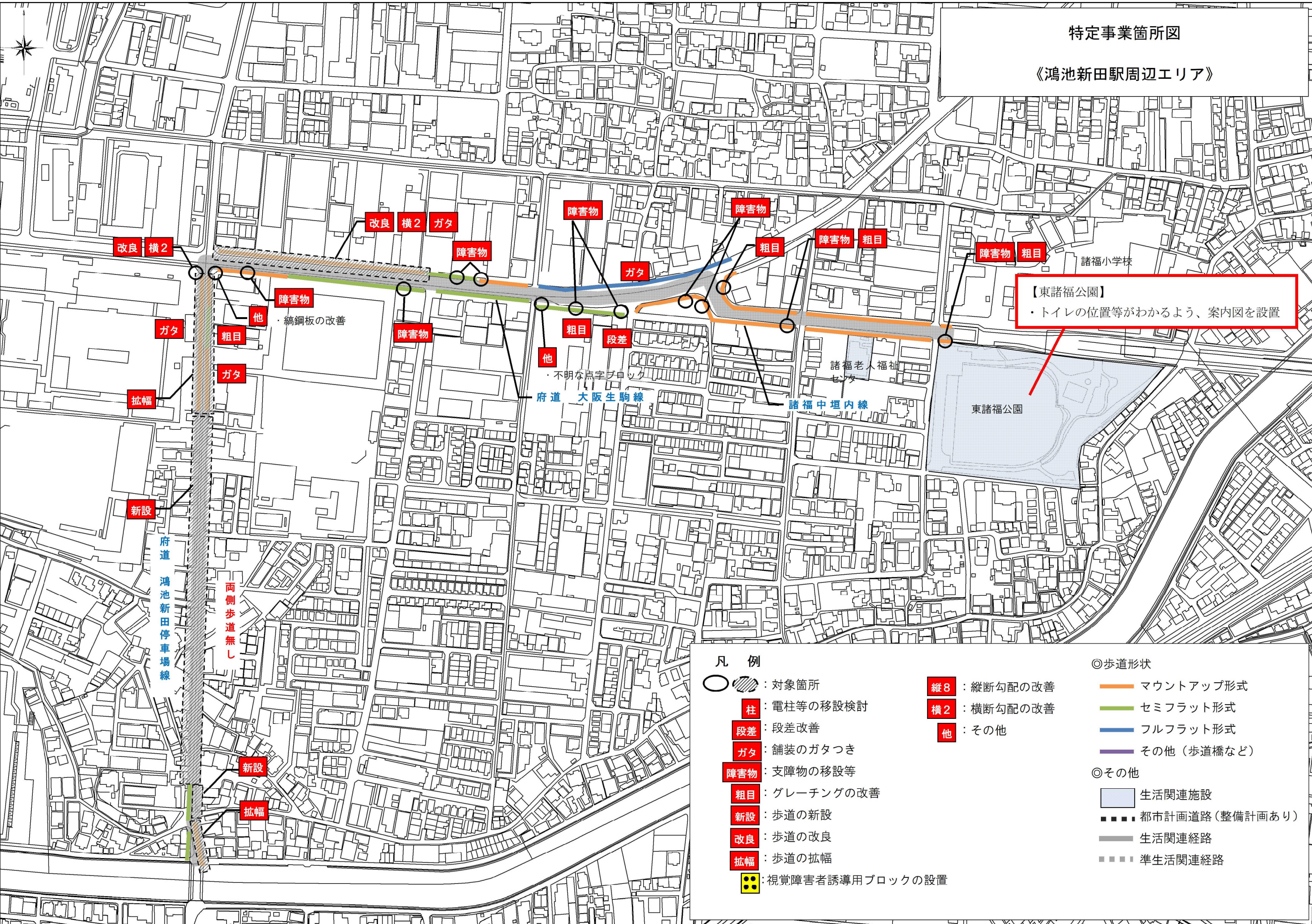






《四条畷駅周辺エリア》





4-3 特定事業（ソフト面での取組）

（１）教育啓発特定事業

高齢者や障害者等の誰もが安心して自立した社会生活を送るためには、施設等のハード面の整備だけでなく、周囲の人たちの理解や協力ができるとともに、その対応が事業者等の過度な負担とならないような配慮や、情報の取得や十分な意思疎通が可能となる等、ソフト面での取組が重要です。

これまで本市においても、心のバリアフリーの意識啓発の推進として「バリアフリー教室」等の実施や、社会参加支援として「バリアフリーマップ」の作成・情報発信、ヘルプマークの配布等の活動を行っています。

高齢者や障害者等に対する理解を深め、互いに気遣い、協力できるような社会をつくり、市民一人ひとりが行動につなげていく心のバリアフリー推進のため、教育啓発特定事業を定めます。

1) 取組の視点

さまざまな関係者と連携しながら「心のバリアフリー」を計画的かつ継続的に実施していくため、以下の視点で取り組んでいきます。

○心のバリアフリーの普及啓発

- ・高齢者や障害者等に対する理解を深めるための働きかけを強化し、意識啓発の推進を図ります。

○社会参加支援

- ・各公共交通機関、施設等における利用者への声かけや介助、分かりやすい情報提供を行う等適切な支援を実施し、誰もが社会参加しやすい環境を形成します。

○学校教育との連携

- ・児童、生徒に対する教育活動を継続して行い、障害者等に対する理解の推進を図ります。

「心のバリアフリー」とは

「心のバリアフリー」とは、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」に記載されているとおり、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味しており、当該行動計画においては、次の３点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして示されています。

「心のバリアフリー」を体現するための３つのポイント

- ① 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ② 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

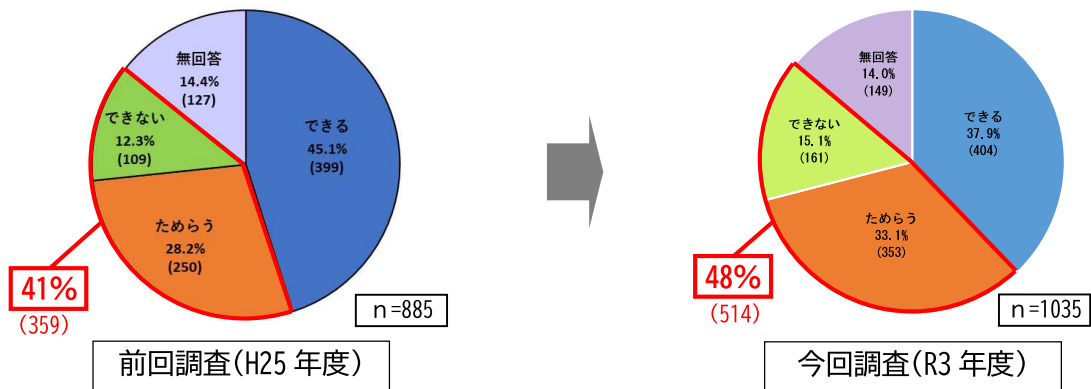
2) アンケート結果からみた「心のバリアフリー」の現状

「心のバリアフリー」を推進していく上で、支援を求める側と支援を行う側の心理的なバリアがあります。

① 支援を求めた時を想定した際の意識

「心のバリアフリー」に関するアンケートでは、困ったときに支援を求めることができるかとの質問に、回答者の約5割が支援を求めることが「できない」又は「ためらう」と回答しています。前回調査では約4割だったことから、増加傾向にあります。心理的な障壁を取り除く必要があると考えられます。

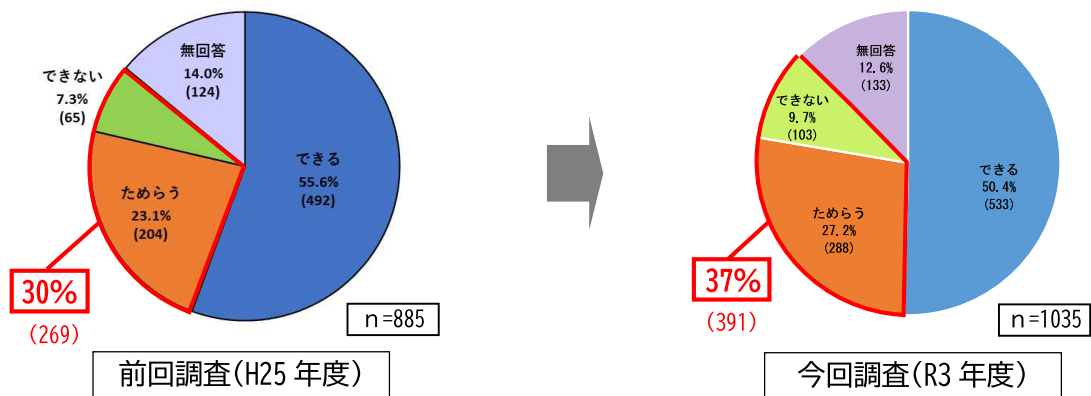
○グラフ：困ったときに支援を求めることができるか（再掲）



② 支援を求められた時を想定した際の意識

「心のバリアフリー」に関するアンケートでは、困っている人に支援できるかとの質問には、約4割の方が「できない」又は「ためらう」と回答しています。前回調査では約3割だったことから、増加傾向にあります。支援を求められる側でも、心理的な障壁を取り除く必要があると考えられます。

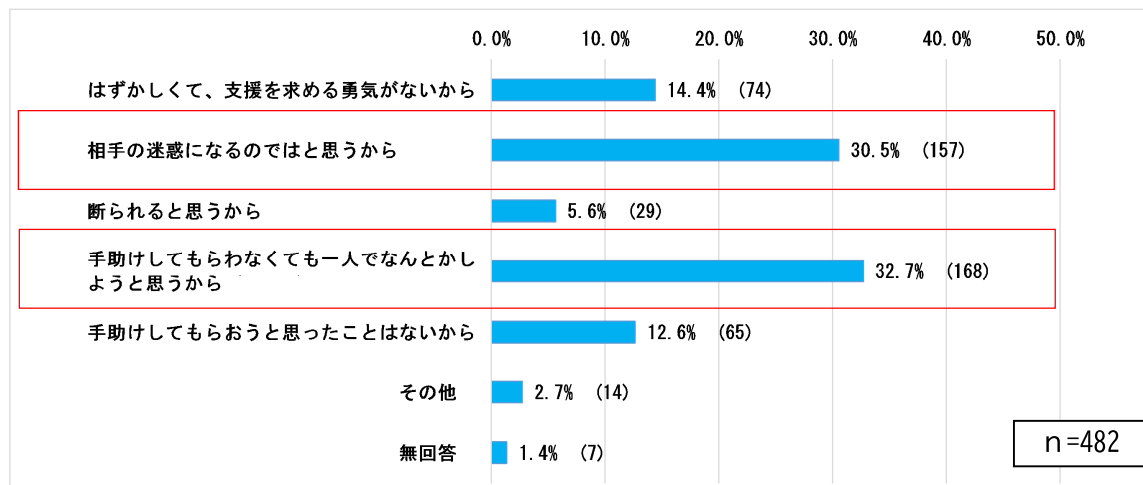
○グラフ：困っている人に支援できるか（再掲）



◎意識のバリアの要因

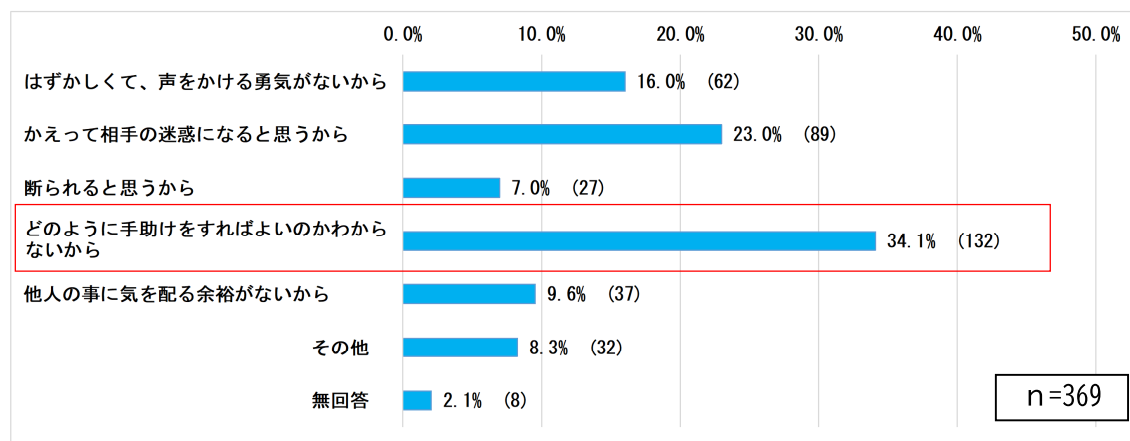
支援を求めることをためらう理由としては、「手助けしてもらわなくても一人でなんとかしようと思うから」や「相手の迷惑になるのではと思うから」が多い傾向にあります。困っている人への支援をためらう理由としては、「どのように手助けをすればよいかわからないから」が多い傾向にあります。このような意識のバリアの要因となる事を、「心のバリアフリー」のソフト面での取組を推進し解消していく必要があります。

○グラフ：支援を求めることをためらう、又はできない理由（再掲）



※複数回答含む

○グラフ：困っている人への支援をためらう理由（再掲）



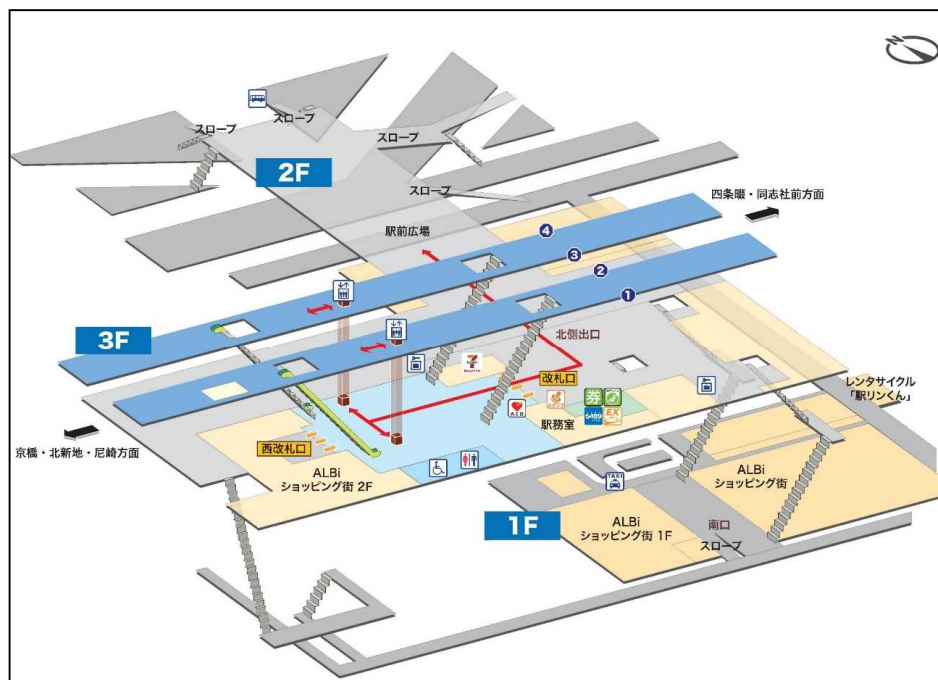
※複数回答含む

3) 情報アクセス・コミュニケーション

視覚障害者、聴覚・言語障害者、発達障害者等に対して、必要な情報を得ることができるようにするための工夫が必要です。また、音声案内や電光掲示板での情報だけでなく、複合的な取組が重要です。

例えば、旅客施設等では、円滑に旅客施設を利用するためにエレベーターやトイレ等の設備の設置状況や設置位置、受けられるサービスの内容等について、様々な方法により情報が取得でき円滑に意思疎通できることが重要となります。

例えば、公共交通事業者のウェブサイトでは、設備の設置状況を公表しています。また大東市においては、より多くの人が利用できる閲覧しやすいウェブアクセシビリティを目指して、市ホームページの色の変更や文字の大きさ、音声読み上げ等の取組が行われています。



図：住道駅駅構内図

出典：JRおでかけネットHP



図：大東市HPでのウェブアクセシビリティの一例

出典：大東市HP

4) 取組事例

本市の心のバリアフリーに関連する取組事例を紹介します。今後も継続的に実施できるよう取り組んでいきます。

○心のバリアフリーの普及啓発

- ・高齢者や障害者等の理解を深めるため普及啓発を通じて働きかけを強化し、意識啓発の推進を図ります。

○適正利用等の広報啓発

- ・様々なメディアを活用した継続的なバリアフリー広報啓発は心のバリアフリーの考え方や実践方法等に関する気づきやきっかけを与え、多様な方の理解を促していくための大切な取り組みです。
- ・バリアフリー教室やシンポジウムと比較すると多くの働きかけが可能な反面、関心がない方には目に留まりづらいといった特徴があります。
- ・そのため、継続的、計画的な情報発信・多様なメディアの活用による広報啓発を実施していくことが大切です。

大東市の取り組み

- ・市広報による情報発信
- ・大東市ホームページによる情報発信
- ・チラシ等による広報啓発
- ・バリアフリーマップの作成



大東市広報誌

○シンポジウム・セミナー等

- ・シンポジウムやセミナーは、地域住民等多くの方を対象に、バリアフリーの理解促進や接遇方法の週間等、様々なコンテンツを提供することが可能な事業形式です。
- ・多くの人を対象に集中的に開催できるため、効率的であり、様々なコンテンツを盛り込むことが可能です。

大東市の取り組み

- ・障害者の理解を深めるため、障害に関する講演会、当事者を含めたシンポジウム、映画上映会を実施しています。



バリアフリー上映会

○社会参加支援

- ・各公共交通機関、施設等にて利用者への声かけや介助、分かりやすい情報提供を行う等適切な支援を実施し、誰もが社会参加しやすい環境形成を推進します。

○各公共交通機関、施設管理者の啓発活動

- ・各公共交通機関、施設等にて利用者への声かけや介助、分かりやすい情報提供を行う等適切な支援を実施し、誰もが社会参加しやすい環境形成を推進していくことが大切です。
- ・西日本旅客鉄道(株)・近鉄バス(株)・京阪バス(株)では、マナー啓発やバリアフリー研修が行われています。

各公共交通機関の取り組み

- ・混雑時のゆずりあい等、利用者へのマナー啓発
- ・職員に高齢者、障害者等への理解促進と対応向上の研修を実施



○学校教育との連携

- ・児童、生徒又は学生の理解を深めるために、平成 29 年から学校と連携して行う教育活動を行っており、引き続き障害者等に対する理解の推進を図ります。

○バリアフリー教室

- ・バリアフリー教室は、子どもから大人までの多様な参加者が高齢者や障害者等の日常生活や社会活動における多様な体験学習を通じて社会的障壁に気づくことができます。

大東市の取り組み

- ・小学校に通学する児童が講義や体験学習を通じ、バリアフリーの必要性を理解（車椅子ユーザーによる講義、車椅子体験、視覚障害体験、バス乗車体験）
- ・令和 3 年度は小学校 6 校、令和 4 年度は小学校 9 校にて実施



事業目標 短期：令和 9 年度末 長期：令和 10 年度以降

事業者	項目	事業内容	事業目標		備考
			短期	長期	
西日本 旅客鉄道(株) 近鉄バス(株) 京阪バス(株)	マナー啓発	混雑時のゆずりあい等、利用者へのマナー啓発	継続的実施	→	
	バリアフリー 研修	職員に高齢者、障害者等への理解促進と対応向上の研修を実施	継続的実施	→	
公安委員会	マナー啓発	道路上違法駐車行為防止の啓発	継続的実施	→	
	ゾーン 30	区域（ゾーン）を定め、時速 30 キロの速度規制を実施するとともに、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制を図り、歩行者の安全の確保	継続的実施	→	
大東市	出前講座の実施	バリアフリーについての啓発のための出前講座を実施	継続的実施	→	都市政策課
	大東市マナー 条例の啓発	ごみのポイ捨て、自転車放置の防止、迷惑行為の防止等のマナーの向上を図るための啓発活動の実施	継続的実施	→	環境課
	バリアフリー マップ	バリアフリーマップの充実と普及	継続的実施	→	都市政策課
	放置自転車等 に対する啓発	自転車等放置禁止区域内の放置自転車等の所有者に対する啓発指導及び放置自転車等の移送の徹底	継続的実施	→	交通政策課
	子ども安全見 守り隊	地域のボランティアの方々を中心となって、登下校児童生徒の安全を確保する子ども見守りの実施	継続的実施	→	生涯学習課
	地域 SOS カード	一人暮らしや高齢者等見守りに必要な個人情報の登録を進め非常事態、安否確認や見守り活動の実施	継続的実施	→	高齢介護室 高齢支援 グループ
	認知症サポーター養成講座	認知症高齢者への偏見を無くすために認知症サポーター養成講座を開催	継続的実施	→	高齢介護室 高齢支援 グループ
	人権啓発事業	人権・憲法週間記念事業や市民じんけん講座等で障害者や高齢者をテーマにした啓発を実施	継続的実施	→	人権室
	障害者問題啓 発事業	障害者問題啓発事業の開催	継続的実施	→	障害福祉課
	ヘルプマーク の配布	ヘルプマークの配布	継続的実施	→	障害福祉課

事業目標 短期：令和 9 年度末 長期：令和 10 年度以降

事業者	項目	事業内容	事業目標		備考
			短期	長期	
大東市	筆談ボードの設置	筆談ボードの設置（庁内各課）	継続的实施 →		総務課
	耳マークの設置	耳マークの設置（庁内各課）	継続的实施 →		総務課
	災害時支援用バンダナの配布	災害時支援用バンダナの配布	継続的实施 →		障害福祉課
	テレビ電話手話サービスの実施	テレビ電話手話サービスの実施	継続的实施 →		障害福祉課
大東市 （教育委員会）	バリアフリー教室	バリアフリーの理解を深めるためのバリアフリー教室の実施	継続的实施 →		都市政策課 教育委員会
	バリアフリーの理解促進に関する啓発	バリアフリーの理解を深めるための啓発ポスター等を活用した情報発信	継続的实施 →		都市政策課 教育委員会

4-4 基本構想の進行管理

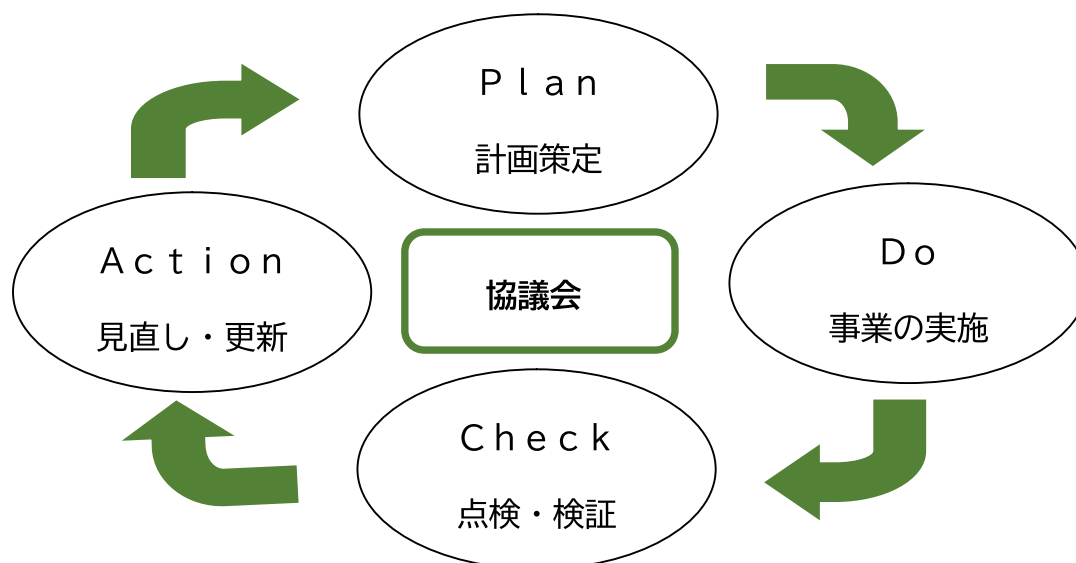
「大東市バリアフリー基本構想」の基本理念である「誰もが安全、安心、便利に暮らせる笑顔あふれるまち・大東」の実現に向けて、重点整備地区内の生活関連施設、生活関連経路においては、施設管理者が「特定事業計画」を作成しバリアフリー化に取り組みます。

また、生活関連施設・生活関連経路に設定されていない都市公園、道路等についても、施設の改修時等には「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（道路移動等円滑化基準）」等に基づき、バリアフリー化を図ります。

事業の進行管理については、「特定事業計画」に基づき円滑に事業が展開されるよう、整備内容及び進捗状況について点検・見直し等を行います。そのために、高齢者や障害者等の意見を反映する場として「大東市バリアフリー基本構想協議会」を継続させ、計画策定（Plan）、事業の実施（Do）、点検・検証（Check）、見直し・更新（Action）のPDCAサイクルにより、段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進を図っていくとともに、事業の進捗管理や検証を行います。

また、社会経済情勢の変化や法制度の改正等、必要に応じて基本構想の見直し等についても検討を行います。

◇今後の進行管理のイメージ◇



Plan（計画策定）	特定事業計画を施設管理者が作成します。
Do（事業の実施）	特定事業計画を策定後、事業を実施します。
Check（点検・検証）	事業進捗の調整は、協議会等と連携を図りながら進めます。
Action（見直し・更新）	協議会を通じて特定事業や基本構想の見直しや更新を図り、より効果的なバリアフリー化の実現を目指します。